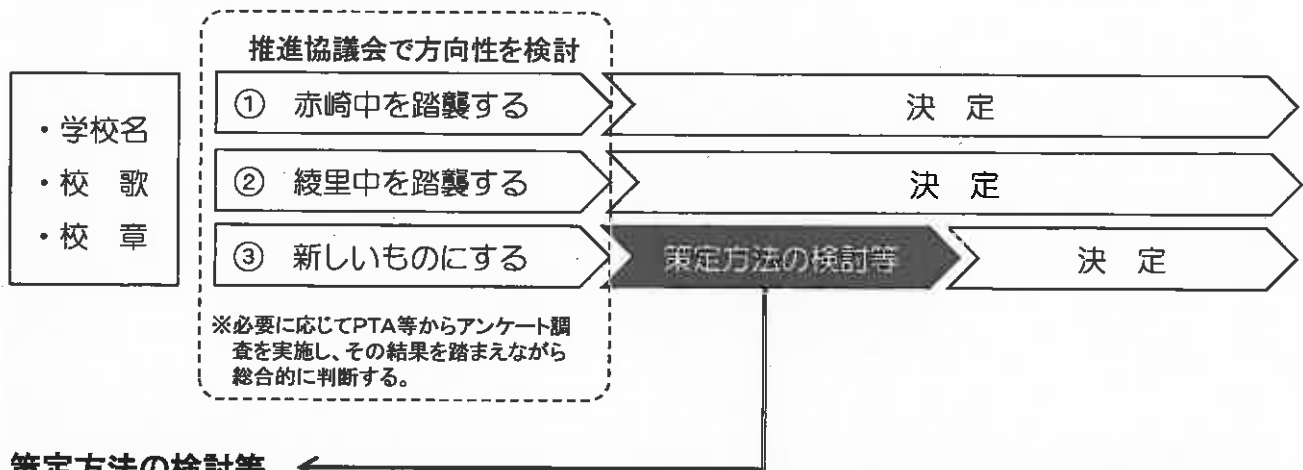


学校名、校歌及び校章の取扱いの流れ

1 それぞれの方向性の検討



学校名については、PTA等からのアンケートによって校名案を募り、総務部会等で何点かに絞ったものを、推進協議会での話し合いで最終的に1点に決定する。
なお、校歌及び校章については以下のステップのとおりとなる。

ステップ1

～コンセプトの決定～

【共通】校歌や校章を制作する上での基本的な考え方を、必要に応じて総務部会での案の調整を経て、推進協議会で決定する。

ステップ2

～素案の制作～

【共通】校歌の歌詞や校章デザインの素案を制作するに当たり①直営 ②公募 ③委託の何れかの方法で行うべきか推進協議会で決定する。

【①直営】生徒・地域の方々の思いを活かしながら、必要に応じて総務部会での調整を経て、推進協議会で決定する。

⇒必要に応じて生徒等からアイデア募集をしながら進める。

【②公募】公募の対象をどこまでにするかなど要項の作成を行い、それに基づき公募を行う。公募作品の選定作業は、総務部会での調整を経て、推進協議会で決定する。

【③委託】予算の範囲内で委託可能な者に制作を委託する。

ステップ3

～最終調整～

【校歌】歌詞に作曲を行うに当たり①直営 ②委託の何れかの方法で行うべきか推進協議会で決定する。いずれの場合も最終的には、総務部会での調整を経て、推進協議会で決定する。

【校章】直営及び公募による素案のデザイン化を業者に委託する。

3 決定

最終的に校名、校歌及び校章は推進協議会での承認を経て決定する。ただし、校名については、教育委員会及び市議会での条例議決をもって正式決定となる。